

**【新設】（職務を執行する期間の開始の日）**

9-2-17 の 5 法第 34 条第 1 項第 3 号イ《損金の額に算入される業績連動給与》に規定する「職務を執行する期間の開始の日」については、9-2-16《職務の執行の開始の日》の取扱いを準用する。

**【解説】**

- 1 平成 29 年度税制改正において、法人によっては中期経営計画の期間に応じて業績連動給与の支給対象期間を設定する場合があるといった実態を踏まえ、利益の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標については、役員給与に係る職務を執行する期間の開始の日以後に終了する事業年度のものを基礎とした算定方法を認めることとされ、また、所定の日における株式の市場価格の状況を示す指標についても、職務を執行する期間の開始の日以後の所定の期間又は所定の日における指標を用いることができることとされた（法 34①三イ）。これにより、複数年度の指標を用いた業績連動給与についても損金算入の対象とされている。
- 2 ここである「職務を執行する期間の開始の日」とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情に応じて判断することとなるが、例えば、定時株主総会において役員に選任された者で、その日に就任した者及び再任された者にあつては、その定時株主総会の開催日となる。これは、事前確定届出給与における届出が不要となる特定譲渡制限付株式等について、職務の執行の開始の日から 1 月を経過する日までに株主総会等の決議を行うこととする要件の「職務の執行を開始する日」と同義であることから、基本通達 9-2-16 の取扱いを準用することとしている。
- 3 なお、連結納税制度においても、同様の通達（連基通 8-2-16 の 5）を定めている。